

別添 7

○平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第二号 電波を使用する端末機器の測定方法 〔一～二十四 略〕 二十五 小電力データ通信システム端末（無線設備規則第四十九条の二十 第一号から第五号までに規定する無線局の無線設備をいう。）<u>又は五・ 二 GHz 帯高出力データ通信システム端末（無線設備規則第四十九条の二 十の二に規定する無線局の無線設備をいう。）</u>の電氣的条件等 別表第一号四 3 に同じ。	別表第二号 〔同左〕 〔一～二十四 同左〕 二十五 小電力データ通信システム端末（無線設備規則第四十九条の二十 第一号から第五号までに規定する無線局の無線設備をいう。）の電氣的 条件等 別表第一号四 3 に同じ。